

名古屋市告示第119号

指定地域密着型サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 8年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社フロンティアの介護	グループホームもりたかの憩	名古屋市守山区 森孝四丁目 124 番地	令和 7年 10月24日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活 介護
株式会社AKIコーポレーション	グループホーム 咲こまい	名古屋市中村区 佐古前町 1番26 号	令和 7年 12月25日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活 介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課